

# 物価高騰重点支援給付金 ( 7 万 円 / 1 世 帯 ) の ご 案 内

## — 給付額と給付時期 —

1 世帯あたり **7 万円** 令和 6 年 1 月 2 4 日から **順次** 給付予定

## — 給付対象世帯と手続きの要否 —

令和 5 年 1 月 1 日時点で留萌市の住民基本台帳に登録されており、世帯全員の令和 5 年度 **住民税均等割が非課税** である世帯が対象です。  
ただし、**住民税が課されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象となりません** (課税されている子の扶養になっている親のみの世帯など)。

令和 5 年度に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援金 ( 3 万円 ) 」を留萌市から受給している

はい

いいえ

世帯全員が令和 5 年 1 月 1 日以前から留萌市の住民基本台帳に登録されている

はい

いいえ

### A 手続き不要

- ・ 給付のお知らせ
- ・ 給付決定通知書

をお送りします (令和 6 年 1 月 9 日から順次)。  
詳しくは、裏面 A【留萌市から「給付のお知らせ」が届いた方】をご覧ください。

### B 手続き必要

- ・ 給付のお知らせ
- ・ 給付要件確認書

をお送りします (令和 6 年 1 月 2 3 日から順次)。  
詳しくは、裏面 B【留萌市から「給付のお知らせ」が届いた方】をご覧ください。

### C 手続き必要

#### 「物価高騰重点支援給付金申請書 (請求書)」の提出が必要

上記申請書 (請求書) の提出後、マイナンバーを利用した情報連携により賦課期日 (令和 5 年 1 月 1 日) 時点での住所地に課税情報を照会し、対象世帯か否かを審査します。

詳しくは、裏面 C【A、B 以外の方】をご覧ください。

## A 留萌市から「給付のお知らせ」が届いた方

- ◆ 令和5年度の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援金（3万円）」と同じ口座に振込みますので、手続きは不要です。
- ◆ ただし、給付金の受給を辞退する場合は届出が必要ですので、下記お問い合わせ先までご連絡願います。

## B 留萌市から「給付のお知らせ」が届いた方

- ◆ 給付金を受給するには、「住民税が課されている者の扶養親族等のみからなる世帯ではない」旨を申告する **給付要件確認書の提出が必要**です。
- ◆ 上記確認書に必要事項を記入し、添付書類とともに留萌市社会福祉課へ提出してください（令和6年3月8日必着）。
- ◆ 受領後、改めて給付予定日をお知らせします。

## C A、B以外の方

- ◆ 給付金を受給するには、 **物価高騰重点支援給付金申請書（請求書）の提出が必要**です（令和6年3月8日必着）。
- ◆ 上記申請書（請求書）は留萌市ホームページからダウンロードしていただくか、下記お問い合わせ先へご請求願います（いずれも令和6年1月23日から）。
- ◆ 必要事項を記入して、添付書類とともに留萌市社会福祉課へ提出していただき、対象世帯か否かを審査し、結果をお知らせします。
- ◆ 留萌市で世帯主の口座情報を把握していない場合や令和5年1月2日以降に留萌市へ転入された方がいる世帯のうち、その方の課税情報が確認できている場合は、上記Bでご案内することもあります。

### 【ご注意ください】

世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税であっても、住民税が課されている者の扶養親族等のみからなる世帯は本給付金の対象とならないため、AまたはBに該当する場合でもお知らせが送付されない場合があります。



住民税非課税世帯に対する各種給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



## お問い合わせ先

〒077-8601 留萌市幸町1丁目1番地 留萌市役所

市民健康部社会福祉課社会福祉係

電話▶0164-42-1807

受付時間▶8:50~17:20（平日）